

内閣参質一三二第一〇号

平成六年十一月二十五日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員紀平梯子君提出特別栽培米振興策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紀平梯子君提出特別栽培米振興策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

特別栽培米は、特別な栽培方法によって生産され、生産者と消費者の間で直接取引される米穀であることから、現行の食糧管理制度においても、特定された流通経路で流通する米穀と区別して位置付けられているものであり、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案においては、計画出荷米以外の米穀に属するものとなる。

現在、特別栽培米の売渡しについては、食糧事務所の長の承認、年間取引数量の制限等の規制に係らしめられているが、同法律案においては、計画出荷米以外の米穀について、農林水産大臣への数量の届出を行えば自由に売渡しができることとなることから、特別栽培米のような米穀の生産者と消費者の直接取引の拡大が図られるものと考えている。